

東北アジアの環境ガバナンスと市民社会

―NGO/NPOの台頭とそのトランスナショナルなネットワークに注目して―

五十嵐 誠 一（日本学術振興会特別研究員）

はじめに

現在、世界各地で地域の再編と深化が進んでいる。本稿で取り上げる東北アジアも例外ではない¹⁾。東北アジアは、その経済的ポテンシャルの高さから世界経済の中軸を担う地域として注目され、日本、中国、韓国を中心とする「東北アジア経済圏」が現実のものとなりつつある²⁾。「東北アジア共同体」や「東北アジア共同の家」といった概念さえ唱えられ始めている³⁾。冷戦の終焉が、地域内の交流を一気に加速させ、東北アジアという地域の枠組みに息吹を吹き込んだと言ってよい⁴⁾。

だが、慎重に現実を見据えれば、その道程は決して容易ではないことが明らかとなろう。ソ連解体で冷戦が終結したにもかかわらず、朝鮮半島は未だに南北分断という苦痛の中にある。北朝鮮の核開発問題、日朝間の拉致問題も未解決のままである。日本が中国や朝鮮に残した植民地支配の傷跡も癒えていない。東北アジアにおける実際の地域協力も、遅々として進んでいないのが現実である。

こうした現実主義的な国際関係が色濃く残る東北アジアで地域協力を推し進め、そこからさらに

「共同体」や「共同の家」なるものを創成して地域の繁栄と安定を築いてゆくためには、幾多の困難を乗り越えねばなるまい。なにより縦割りのナショナリズムを緩和し、相互理解と信頼醸成を促進してゆくことが不可欠となろう。本稿では、その役割を担う主体としてNGO・NPOに代表される市民社会アクターに注目するとともに⁵⁾、環境分野での協力を地域協力とその延長線上にある地域統合や共同体へと導く突破口の1つと考え、そこでの市民社会の役割を具体的に検証してみたい。

東北アジアでは、近年の急速な経済発展によって越境的な大気汚染や酸性雨、二酸化炭素の排出量の増加などが切迫した問題として顕在化したため、1990年代頃から様々な環境協力の試みが政府間で行われてきた。だが、わずかな成果を除きいずれの取り組みも実質的な結実には至っておらず、欧州や欧米にあるような実効的で拘束力のあるレジームや環境協力機構は未だに形成されていない。こうした政府の力量不足を補完し、地域協力の基盤を作ろうとする動きが市民社会の中から出現し始めている。いわば、下方から環境ガバナンスを構築する動きに他ならない。

国家間関係が今なお多くの問題を抱え、欧州のような経済的・政治的統合の見通しもなく、東南

キーワード：

東北アジア、環境ガバナンス、トランスナショナル、市民社会、NGO／NPO

アジアのような地域機関の設立も困難であるなら、市民社会をはじめとする非国家アクターによるトランスナショナルな連帯は、ことさら重視されてしかるべきであろう。国境を越えた市民の交流、協力、連帯の増大は、市民意識の変容をもたらすだけでなく共通の価値観とビジョンの形成を促す。それは、縦割りのナショナリズムを相対化し、相互理解と相互信頼に基づく地域創出への足掛かりともなろう⁶⁾。

第1章 分析概念の検討ーガバナンスと市民社会

具体的な考察に入る前に、本稿の分析の中核をなすガバナンスと市民社会という概念を地域の形成と環境協力という文脈に引き寄せて検討しておきたい。

ガバナンスという概念は、社会科学の広汎な分野で用いられているだけでなく、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルなど多様な領域レベルで提起されている⁷⁾。用いる分野とレベルによってガバナンスの定義や捉え方が異なり、統一された見解が存在しないのが現状である。本稿は、東北アジアという地域内における環境ガバナンスの有り様とそれへの市民社会の関与に主たる関心を置くため、国内政治及び国際政治におけるガバナンスの議論を踏まえて概念整理を行うことにする。

国内レベルでは、統治機構たる国家政府、すなわちガバメントの統治能力の低下がガバナンス論の台頭を促してきたと言える。もはやガバメントのみが統治を一手に引き受けることは不可能な時代になったと喧伝され、地方自治体やNGO・NPO、民間企業などを積極的に政策決定過程へ参入させる必要性が提言されるに至った。こうしたガバメントによる独占的な統治から多様なアクターによる「協治」⁸⁾や「共治」⁹⁾へのシフトを、ガバナンスという概念で捉えたわけである。そこ

では、「官」(ガバメント)が独占してきた公共性をいかに「民」へ移してゆくかが論点の1つとなっており、とりわけ市民社会は公共性を担う新たなアクターとして期待を集めている¹⁰⁾。

グローバル及びリージョナルなレベルのガバナンス論では、ガバメントの不在が議論の出発点となるが、上述の論点は概ね共有されている。国内社会には拘束力のある命令や法規の執行に携わるガバメントが存在するが、グローバルやリージョナルなレベルではそれが存在しない。だからといって、そこが無秩序な状態にあるわけではない。ガバメントがなくとも、多くの領域で拘束力のある制度や規範が存在し、国家を含む多様なアクターがそれらを遵守する状態が観察される¹¹⁾。こうしたガバメントなき秩序維持を、グローバル・ガバナンスやリージョナル・ガバナンスと表現することができる。

国際社会における秩序維持を図るための枠組みとしては、周知のようにレジームという類似の概念があるが、以下の点は区別しておきたい。第1に、レジームとは「特定の問題領域において主要な主体の期待が収斂する明示的もしくは暗示的な原則、規範、ルール、決定手続きの総体」¹²⁾と定義され、そこでは高度な制度化を想定して規則や制度が強調されるくらいがある。ガバナンスでも、緩やかながらそうした規則や制度が含まれるが、秩序維持のための意図的活動と公共の目標へ向かうプロセスが重視される¹³⁾。第2に、レジームの構成主体が国家政府であることが多いのに対し、ガバナンスでは主権国家や国際組織だけでなくNGOなども中心的なアクターと見なされ、意志決定過程への積極的な参画が求められる¹⁴⁾。そこでは、国家の枠を越える問題の管理において、国家を中心とする伝統的な統治の限界が明確に認識されている。

以上の議論から、領域レベルが異なってもガバナンスとは、多様なアクターが協力と対立を繰り返しながら公共性に基づき利害関係を調節して意

図的に形成する協治の形態、またそこに至るまでの動態的なプロセスと定義できる。そして地域が様々な主体によって創られる「社会的構成物」¹⁵⁾であるとするれば、地域内での諸アクターによる協治の実現は、地域を創成するための1つの戦略的プラットフォームとなりえよう。

ガバナンス同様に市民社会も広汎な分野で用いられており、論者によって異なる定義づけがなされているが、ここでは国家からも市場からも市民社会を区別する「公的領域モデル」に注目したい¹⁶⁾。このモデルは、近年の国家権力と同様に経済権力も社会的連帯、社会正義、自律性にとって大きな脅威になると考え¹⁷⁾、市民社会の制度的な核心を自由な意志に基づく非国家的・非経済的な結合関係と理解する¹⁸⁾。このように定義される市民社会は、一方で国家行政が独占してきた公共性の相対化を迫り、他方で市場経済の脅威を緩和しながら、自律的な公共空間を形成することで民主的ガバナンスの促進を図る¹⁹⁾。地域という領域レベルでも市民社会は同様の機能を発揮しうる。市民社会は、政府主導の上からの政治的・経済的統合に対してオルタナティブなビジョンを提示しつつその再編を迫る。それはまた、国境を越えた市民同士の結びつきを強めることで、地域の創成をより容易にする役割を果たすと言えよう²⁰⁾。

越境的な環境問題の分野は、上述の「公的領域モデル」としての市民社会のガバナンス形成機能が最もよく表出されている領域の1つである。利潤や効率を追求する市場と国益と領土性に囚われた主権国家のみでは、もはや地球レベルの環境問題の解決が困難になってきているからに他ならない²¹⁾。東北アジアにおいても、国家と市場の限界が明らかとなりつつあり、市民社会がリージョナル、そしてグローバルな環境問題を解決するための方向づけを提示することが期待されている。

ハースは、東北アジア地域において実効的な環境ガバナンスを形成するための5つのキー・ファ

クターを提示する。すなわち、(1)ナショナル・リーダーシップ、(2)国際機関の関与、(3)トランスナショナルな科学的ネットワークの確立、(4)NGOの積極的な参加、(5)幅広い国民の関心、である²²⁾。(1)(2)(3)の条件はいずれも東北アジアでは十分に備わっていない。冒頭で述べたような国家間関係の不具合に加え、後述するような各国間の環境政策の時差が、その主たる阻害要因となっている。

(5)の環境問題に対する国民の関心は日増しに高まっている。1999年9月の『朝日新聞』の世論調査では、「21世紀のアジアで深刻な問題になるのは、どういうことだと思いますか」という質問に対して、日本と韓国では「環境破壊」という回答が圧倒的に多く、中国でも「人口の急増」に次いで「環境破壊」と答えた人が多かった。2002年11月の日中共同世論調査でも、環境問題に関心があると答えた日本人／中国人は85％／92％であった²³⁾。

(4)のNGOの積極的な関与に関しては、国民の高まる関心を背景に東北アジア各国で環境NGOの活動が活発化し、それらがトランスナショナルなネットワークを形成することで協力の土台を築きながら域内の環境協力を後押しする動きを見せている。市民社会による越境的な連帯は未だ初期の段階にあるとしても、こうした動きは既存の枠組みでは欠如していた下からガバナンス形成を促進するものと言える。

リージョナル・ガバナンスにおける市民社会の影響力は、まず国内の市民社会の発達度によって規定されてこよう。以下では、まず日本、韓国、中国における環境NGOの活動概況をそれぞれ整理する。その後、東北アジアにおける政府間環境協力を俯瞰しつつ、環境NGOのネットワーク組織を具体的に取り上げてその活動を検証することにしたい。

第2章 東北アジアにおける環境NGOの活動概況

2-1 日本

日本の市民団体の全体像については『2001年市民活動レポート』が参考になる。同レポートによれば、環境保全に関わる市民団体の割合は9.8%であり、「保健・医療・福祉」と「まちづくり」に次いで多い（表1）。この調査は、約8万の市民団体を対象とした無作為抽出であるから、実際の環境NGOの数はもっと多い。例えば、『環境NGO総覧』によれば4,132の環境NGOの存在が確認されている（表2）。

表2にあるように、日本では戦後早い時期から環境NGOの出現が見られた。その背景には、1950年代後半から進められた重化学工業化に伴う公害問題の発生があった。60年代の四大公害に対する反公害運動に見られるように、地域に根ざす人た

ちが自分たちの生活を守るために立ち上がり、各地で反公害住民運動が組織された。こうした住民運動の全国的な高まりは、公害の予防措置を中心とした総合的な環境行政へと導く原動力となった²⁴⁾。

高度成長による急速な都市化と人口の都市集中が進むと、エコロジカルな視点や発想が重要性を獲得して運動の共通項となり²⁵⁾、人間の日常生活に関連する問題に関心を持つ生活系や自然保護系のNGOが設立されるようになる²⁶⁾。前者の生活系は町作りの要素が強く、ゴミの減量と再資源化のための分別収集、リサイクル、湖川の水質調査などの活動を全国各地で展開した。後者の自

表2 日本の環境NGOの設立時期

設立次期	団体数
1940年代以前	140 (3.4%)
1950年代	154 (3.7%)
1960年代	322 (7.8%)
1970年代	916 (22.1%)
1980年代	1,001 (24.2%)
1990年代以降	1,529 (37.0%)
無回答	70 (1.7%)
合計	4,132

（出所）環境事業団編『環境NGO総覧 — 全国民間環境保全活動団体の概要 —』環境事業団、2001年のオンライン版より作成（<http://www.eic.or.jp/jfge/NGO/shosai.html>）。

表1 日本の市民団体の活動内容

活動内容	団体数
1. 保健・医療・福祉	1,728 (43.1%)
2. まちづくり	443 (11.1%)
3. 環境の保全	393 (9.8%)
4. 文化・芸術・スポーツの振興	278 (6.9%)
5. 国際協力	218 (5.4%)
6. 子供の健全育成	187 (4.7%)
7. 社会教育の推進	161 (4.0%)
8. 地域安全活動	73 (1.8%)
9. 災害救援活動	46 (1.8%)
10. 人権の擁護・平和の推進	43 (1.1%)
11. 男女共同参画	42 (1.0%)
12. NPOの団体への助言・援助	28 (0.7%)
その他	193 (4.8%)
無回答	176 (4.4%)
合計	4,009

（出所）内閣府国民生活局編『2001年市民活動レポート』財務省印刷局、2001年、19ページ。

表3 日本の環境NGOの主な活動地域

主な活動地域	団体数
同一市町村の区域内	2,145 (51.9%)
複数の市町村の区域	565 (13.7%)
同一都道府県の区域内	630 (15.3%)
複数の都道府県の区域内	255 (6.2%)
国内全域	417 (10.1%)
海外全域	93 (2.3%)
無回答	27 (0.7%)
合計	4,132

（出所）表2に同じ。

表4 日本の環境NGOの活動分野（複数回答）

活動分野	団体数
森林の保全・緑化	917 (22.2%)
自然保護	2,024 (49.0%)
大気環境保全	395 (9.6%)
水環境保全	1,509 (36.5%)
砂漠化防止	69 (1.7%)
リサイクル・廃棄物	1,752 (42.4%)
消費・生活	1,251 (30.3%)
環境教育	2,068 (50.1%)
地域環境管理	1,169 (28.3%)
地球温暖化防止	202 (4.9%)
その他	571 (13.8%)

（出所）表2に同じ。

然保護系は、1980年頃から全国各地で結成され、多くの開発事業計画を中止へ導いた。こうした経験はバブル崩壊後の産業廃棄物問題においても引き継がれ、産廃反対運動の形成を促すものとなった²⁷⁾。

以上のような環境運動の形成過程は、現在のNGOの全体的構図にある程度反映されている。第1に、町作りの運動が各地で展開しローカルな草の根レベルの活動が根づいた結果、環境NGOの活動地域では「同一市町村の区域内」が最も多い（表3）。第2に、エコロジカルな発想の浸透は、生活系（「水環境保全」「リサイクル・廃棄物」「消費・生活」「地域環境管理」）や自然保護系（「自然保護」）に従事するNGOを数多く誕生させた（表4）。最後に活動の形態では、「実践活動」に携わるNGOの数は多いが「政策提言」を行うNGOの数はそれほど多くない（表5）。「小さな政府」への移行と都市化に伴い、全体的に反公害運動のような開発国家と対峙する運動から町作りの運動へシフトしていったことと関係していよう²⁸⁾。以上のことから、地縁型で実践活動系のNGOは多い反面、海外系と政策提言系が少ないことが日本の環境NGO全般の特徴と言えよう。

表5 日本の環境NGOの活動形態（複数回答）

活動形態	団体数
実践活動	3,237 (78.3%)
普及啓発	2,975 (72.0%)
調査研究	1,950 (47.2%)
他団体の活動支援	1,213 (29.4%)
政策提言	960 (23.2%)
その他	319 (7.7%)

（出所）表2に同じ。

量的には少なくとも、地球規模の環境問題への国際的関心の高まりと1997年に日本で開催された「地球温暖化防止京都会議」を契機として、地球環境問題に関心を持つNGOが広範なネットワークを形成し、積極的なアドボカシー活動を展開してきた点は指摘しておきたい。代表的なNGOは、90年に誕生した「地球環境と大気汚染を考える全国市民会議」（Citizens' Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth=CASA）であり、CASAには環境問題に取り組む47のNGOが参加している²⁹⁾。それ以外にも、93年に設立された「市民フォーラム2001」（Peoples' Forum 2001）³⁰⁾、1971年に世界で16番目の「世界自然保護基金」（World Wide Fund for Nature=WWF）として誕生した「世界自然保護基金日本委員会」（WWF Japan）などが、代表的なNGOのネットワーク組織である³¹⁾。

これら3つのNGOを中心として、1996年には46のNGOによって「気候フォーラム」が立ち上げられた。最終的には全国から225のNGOが「気候フォーラム」に参加し、京都会議に焦点を合わせて活動を開始した³²⁾。「気候フォーラム」は、情報の収集・分析・発信、政策提言作り、国内外の環境NGOへのロジスティック活動、途上国の

NGOの参加支援など多様な活動を展開し、京都議定書採択への推進役となった³³⁾。

「気候フォーラム」は、京都会議終了後に解散したが、98年に後継組織として「気候ネットワーク」が新たに設立されている。「気候ネットワーク」は、一方で日本政府に対して温室効果ガスの6%削減を求める政策提言を行いながら³⁴⁾、京都議定書早期批准を求める意見書の採択を地方議会に働きかけ³⁵⁾、他方で抜け穴のない京都議定書の発効を目指し、気候変動枠組条約締約国会議などの国際会議への参加を通じて問題提起を行っていった³⁶⁾。

以上見たように環境NGOは様々な活動に携わっているが、その多くが会員とスタッフ不足という問題を抱えている。『環境NGO総覧』によれば、1,000人を越える会員を有するNGOは全体の6.8%にすぎない。こうした会員不足は常勤スタッフを雇用する財政力を規定する。環境NGOの54.2%が常勤スタッフを1人も持っていないのが現状である³⁷⁾。

1998年に導入された「特定非営利活動促進法(NPO法)」は、全てではないにせよNGOが抱えるこうした問題を解消する足掛かりになるものとして期待されている。周知の通り、日本には公益法人や特殊法人と呼ばれる半官的な民間団体が数多く存在する。前者は許可主義をとり、設立の許可・不許可に際して主務官庁の裁量が極めて大きい。後者の特殊法人においても主務官庁の判断の余地が残されている。公益は「官(行政)」が「上」から決めるという伝統が強い日本では³⁸⁾、市民運動や住民運動は個別的利益として軽視される風潮があった。しかし、NPO法では、市民団体が公益を推進する新たなアクターであることが明記され、公益法人や特殊法と異なり法人の許可システムを限りなく「準則主義」に近い「認証主義」として市民団体が法人格を取得することを容易にした³⁹⁾。内閣府によれば、2005年6月30日現在、NPO法人の数は22,424となっている⁴⁰⁾。

環境NGOにおける法人格の取得割合は、2001年は全体の4.8%(189/4,132団体)であったが、2004年には24.4%(954/3,914団体)に増えている⁴¹⁾。法人化によって事務局体制が確立してゆけば、問題が表面化してから政府や企業を批判するという事後的かつ防衛的な運動から事前の予防型の運動への転換が可能となろう⁴²⁾。税制上の優遇措置などを含め制度改革の余地に残されているが⁴³⁾、公益を担う新たなアクターとしてのNGOの成長が、各分野でガバメントからガバナンスへの構造転換を促していると言えよう。

2-2 韓国

民主化過程で市民運動が重要な役割を果たした韓国では、盧泰愚政権が成立してから市民社会は大きく成長を遂げた⁴⁴⁾。そのことは、韓国の市民団体の半数以上が1990年代以降に設立されていることから明らかであろう。環境NGOもその約9割が90年代以降に設立されている。それらの全体に占める割合は7.1%とそれほど多くないが(表6)⁴⁵⁾、その活動は極めて活発である⁴⁶⁾。

韓国における環境運動の萌芽は1970年代まで遡る。韓国では60年代以降環境への配慮を欠く産業政策が進められた結果、70年代に各地で公害が激化した。抑圧的な政治体制下にあった韓国では反政府的な市民運動を組織することは極めて困難であったが、公害に直面した市民はソウルや仁川、洛東江などで反公害運動を形成していった。80年代になると民主化運動の高揚に伴い環境運動も本格化する。その中心的な存在は、82年に設立された「韓国環境問題調査機関」(Korean Research Institute of Environmental Problems=KRIEP)であった。KRIEPは、温山沿岸にある非鉄金属工業団地から排出される有毒ガスによる公害が発生した際に、その問題を公にして多くの市民の注目を集めた⁴⁷⁾。

1988年にKPIEPは、他の2つの全国規模の反公害団体を統合してより大きな「韓国公害対運動連

表6 韓国の市民団体の設立時期 (%)

分類	割合(団体数)	～1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代
市民社会	24.9 (908)	4.9	1.7	5.4	7.6	18.4	62.0
地方	5.3 (192)	—	—	—	7.7	27.4	52.8
社会サービス	18.8 (686)	1.6	4.1	6.4	7.7	27.4	52.8
環境	7.1 (259)	0.4	—	0.8	2.7	8.5	87.6
文化	15.5 (563)	5.3	2.5	7.6	10.5	23.8	50.3
教育／学術	5.7 (208)	2.4	1.9	3.8	7.7	23.8	55.3
宗教	2.7 (97)	5.2	—	9.3	21.6	27.8	36.1
労働／農業	5.4 (197)	3.6	4.1	10.7	9.6	25.4	46.7
経済	13.0 (473)	2.7	2.7	15.6	15.2	22.2	41.4
国際	1.2 (42)	2.4	4.8	21.4	21.4	19.0	31.0
その他	0.5 (18)	—	16.7	16.7	—	22.2	44.4
合計	100 (3,643)	3.2	2.4	7.2	9.0	21.0	56.5

(出所) Moon Chung-in and Lim Sung-hack, "Weaving through Paradoxes: Democratization, Globalization, and Environment Politics in South Korea," *East Asian Review*, Vol. 15, No. 2, Summer 2003, p. 52の表2を一部修正して筆者作成。

合」(Korean Antipollution Movement Association =KAPMA)へと成長する。90年に安眠島に核廃棄物処理施設が建設される計画が出された時には、KAPMAを含む様々な環境NGOが地元住民と協力して大規模なデモを行い、建設場所選定における不透明性を指摘して政府の計画を白紙に戻すことに成功した。大邱市で斗山電気会社によって排出された石灰酸が原因で飲み水が汚染されていた事実が発覚した際にも、KAPMAは大規模なデモを組織して、企業からは謝罪と浄化資金、政府からは清浄水を確保する政策パッケージを引き出した⁴⁸⁾。

KAPMAはさらに大きな環境連合へと発展する。1993年にKAPMAは全国規模の7つの環境団体と合流し、新たに「韓国環境運動連合」(Korean Federation for Environmental Movement=KFEM)が結成された。KFEMの問題関心は幅広く、大気・水質汚染、都市廃棄物といった国内問題からオゾン層の破壊や地球温暖化などのグローバルな問題まで含まれる。国内の政策決定過程におけるKFEMの影響力は極めて大きい。例えば、99年には東江ダム建設反対運動によってダム

建設の白紙化を実現させている⁴⁹⁾。KFEMは、気候変動枠組条約締約国会議をはじめとする国際会議への参加や国際シンポジウムの開催を通じて、他国のNGOとネットワークを形成しながら地球規模の環境問題にも取り組んでいる⁵⁰⁾。

韓国の環境NGOの全体的な特徴をいくつか挙げるとすれば、第1に多くの会員を抱える全国規模のNGOの割合が多いことであろう。上述のKFEMは、47の地域組織と全国8万5千人の会員を有し、1991年に設立されKFEM同様に幅広い活動に従事する「韓国緑色連合」(Green Korean United=GKU)は1万5千人の会員、94年に設立された「グリーン・スカウト」(Green Scouts)は4百万人の会員を抱える。1,000人以上の会員を持つ環境NGOの割合は日本よりも多く、全体の30.7%を占めている⁵¹⁾。第2に、NGO同士の幅広い連携が活発である。環境NGOに限らず韓国のNGOはネットワークを形成することで、政策決定過程において無視し得ない影響力を行使し、「第五の権力」と呼ばれるようになっている。第3に、アドボカシー志向が強い。民主化過程で政府との対峙の中から市民社会が形成されてきたこ

とがその背景にある。この点は韓国の市民社会全体にも当てはまる⁵²⁾。最後に、草の根レベルの市民運動が発達している日本に比べると、韓国では少数のエリート指導者によって運動と事業が主導され「生活政治」の次元が弱い点が指摘されている⁵³⁾。韓国の市民団体の54.8%がソウルに集中しているのに対し⁵⁴⁾、東京都で活動する日本の市民団体は全体の21.2%にすぎず地方分散的に存在していることも、こうした両者の相違を示唆するものと言えよう⁵⁵⁾。

民主化後の大きな変化を挙げるとすれば、国家と市民社会の協力関係が模索されていることであろう。特に1998年に金大中政権が誕生すると、市民団体の活動と成長を支援し政府と市民団体の連携を求める法的・制度的な措置が講じられるようになった。1つは2000年に設置された「持続可能な開発のための大統領委員会」(Presidential Commission on Sustainable Development=PCSD)である。同委員会では、35人の委員のうち23人が民間から指名され、そのうち9人が環境NGOの代表から任命された。もう1つは同年1月に公布された「非営利民間団体支援法」である。同法は、非営利民間団体の自発的な活動を保障し、それらが取り組む公益活動を増進することを目的とする。非営利民間団体は、その主な公益活動を主管する長官、特別市長・広域市長又は道知事に登録することで行政支援及び財政支援を受けられるとされている。同法には、租税の減免、郵便料金の一部減額などの優遇措置も盛り込まれている⁵⁶⁾。

長い間、権威主義体制下に置かれてきた韓国では市民社会に対する「官」の統制と管理が強く、特別法によって行政官庁の許可を受けて設立された「官辺団体」と呼ばれる組織が長年にわたり国家や地方自治体から特惠を受けてきた⁵⁷⁾。「官辺団体」は、日本の公益法人や特殊法人に近い官製の市民団体である。これに対して「非営利民間団体支援法」の制定は、自律的な市民団体との新たな

なパートナーシップを模索する動きに他ならない。同法は、市民団体に法人格を付与するものではないが、要件を備えた団体の登録は受理され、政府公募の補助金に応募し各種優遇措置を受けることができる⁵⁸⁾。政府主導の協力関係を介した各種支援に対しては警戒心もあるが⁵⁹⁾、政府と市民社会の関係は、敵対的対立から消極的パートナー、さらには同等の協力者へと徐々に変化し⁶⁰⁾、市民社会が公共性を担う新たなアクターとしての地位を獲得しつつある。

2-3 中国

中国では、1980年代後半以降の市場経済へのシフトと92年に行われた鄧小平による南巡講話以後の改革・開放の再加速によって様々な民間団体が出現し、日本と韓国同様に国家政府が公益を独占する一元的な体制が徐々に変化を見せつつある。とりわけ非営利セクターとしての市民社会は、政府や企業ができない機能を担う重要なセクターとして、政府部門と営利部門に並び社会を構成する3本柱の1つに数えられ、その活動も貧困救済、家族計画、教育支援、コミュニティ開発、国際交流など多様である⁶¹⁾。そのことは、北京市の市民団体を対象とする調査でも端的に示されている(表7)。

現在、中国の民間団体は、1998年に導入された新たな制度によって、会員制を取り自発的な活動を行う「社会团体」と、企業に近い形態をとるが非営利活動に従事する「民辦非企業單位」に大きく分けられる。2003年末現在、「社会团体」と「民辦非企業單位」の数は、それぞれ182,000と374,000になっている⁶²⁾。

注意が必要なのは、これら2つの民間組織に対しては「二重管理体制」と「一行政区一分野制」が採られている点である⁶³⁾。前者によって民間組織は、「業務主管單位」の審査を得た後、「登記管理部門」(民政部門)へ申請することが義務づけられている。これは日本の公益法人に対する主

表7 北京市における市民団体の活動内容（複数回答）

活動内容	団体数	活動内容	団体数
1. 業界団体・経済団体・学会・同窓会	52 (50.0%)	15. 老人ホーム	6 (5.8%)
2. 調査・研究	34 (32.7%)	16. 防災・災害救援	5 (4.8%)
3. 社会サービス	23 (22.1%)	17. 国際援助	5 (4.8%)
4. 国際交流	23 (22.1%)	18. カウンセラー	4 (3.8%)
5. 政策コンサルタント	21 (20.2%)	19. 雇用・再就職サービス	4 (3.8%)
6. 環境保護	16 (15.4%)	20. 病院・リハビリセンター	2 (1.9%)
7. 職業学校・社会人教育	14 (13.5%)	21. クラブ	1 (1.0%)
8. 貧困対策	14 (13.5%)	22. 私立大学	1 (1.0%)
9. 体育・健康づくり・レクリエーション	12 (11.5%)	23. 動物保護	1 (1.0%)
10. 法律コンサルタント	12 (11.5%)	24. 宗教団体	1 (1.0%)
11. コミュニティ開発	10 (9.6%)	25. 私立小中学校	0 (0.0%)
12. 基金会	10 (9.6%)	26. 住宅管理	0 (0.0%)
13. 文化・芸術	9 (8.7%)	その他	10 (9.6%)
14. ボランティア協会	9 (8.7%)	合計	299

（出所）塚健司「中国 ― 改革・開放下の社会セクターとあらたな民間組織 ―」重富真一編『アジアの国家とNGO ― 15カ国の比較研究 ―』明石書店、2001年、279ページより。

務官庁の管理体制と似ている。後者は、一行政区内に活動内容が同じもしくは類似する団体の設立を禁止・制限する制度で、民間団体の自己増殖に対する予防措置として機能している。こうした管理体制によって中国の市民社会セクターでは、政府による出資や政府職にある者、退職した官僚によって設立された半官団体が多い。それゆえ環境NGOを見る場合でも、国家政府からの自律性に留意する必要があるだろう。

中国では、急速な経済発展に伴い年々環境問題が深刻化してきたことで、環境NGOが数多く結成されている⁶⁴⁾。中国における環境NGOの数は、半官組織を含めるか否かで大きく異なってくる。例えば、金は前述の「社会团体」と「民辦非企業単位」のうち10%を環境NGOと見積もっている⁶⁵⁾。この試算からすれば、少なくとも5万の環境NGOが存在することになる。政府から自律したNGOだけをカウントすればその数はぐっと少なくなる。ターナーらは、その数を約40としている⁶⁶⁾。実際の数を正確に把握することは困難で

あるが、本稿の市民社会の定義からすれば、「上」からの半官的なNGOではなく国家政府から自律して自発的に結成された「下」からのNGOに注目する必要があるだろう。

中国では、こうした下からのNGOは「草根組織」と呼ばれ、政府資金を用いずに自主的に立ち上げた民間組織を指す⁶⁷⁾。環境分野の代表的な「草根組織」としては、「自然之友」(Friends of Nature=FON) や「北京地球村環境文化中心」(Global Village of Beijing=GVB)、「緑色北京」(Greener Beijing Institute=GBI)などを挙げることができる。FONは、中国初の市民による自発的な環境NGOであり、市民の環境意識を高めて環境保護と持続的な発展を推進することを目的として1994年に設立された。FONは、99年から「環境教育行進プログラム」(Environmental Education Van Program)を実施して環境教育の普及に務めている。96年に誕生したGVBは、FONとともに大衆環境保護宣伝教育を積極的に進めてきたNGOである。98年に結成されたGBIは、

2,000人以上のボランティアを有する環境NGOであり、主にインターネットを通じて環境知識を普及させることで市民の環境保護意識を高めようとしている⁶⁸⁾。これらの代表的な「草根組織」を含む6つの環境NGOは、2004年の夏からネットワークを形成して「冷房26度省エネキャンペーン」を北京で行い、オフィスビルやホテル、ショッピングモールなどの公共施設の室温設定改善を訴えている⁶⁹⁾。

「草根組織」をはじめとする中国の環境NGOは、極めて多彩な活動に従事している。例えば、王らは、中国の環境NGOの主たる事業として、(1)環境意識の普及、教育、宣伝、(2)環境保護への市民参加の促進、(3)環境保護の支援事業、(4)自然保護や環境保護プロジェクトの実施、(5)環境保護技術の研究・開発・普及、(6)環境保護産業の促進及び連携、(7)環境被害者法律保護、(8)環境保護における国際交流、などがあることを明らかにしている⁷⁰⁾。

しかし、未だに非民主主義体制下にある中国では、日本や韓国に比べればNGOの政治的スペースは相対的に小さい⁷¹⁾。そのため、FONのように政府に対して積極的に政策提言を行う団体もあるが、その活動の大部分は政府に対峙するというよりは政府の環境政策を支えるものとなっている。人的資源の不足⁷²⁾、税金の優遇措置をはじめとする支援制度の不備もNGOの活動の足枷となっており、経費の不足から休眠状態にある団体も少なくない⁷³⁾。これらの問題を解消しながらいかに「官」から自律したNGOを形成してゆくかが、今後の大きな課題と言えよう。

第3章 東北アジアの環境ガバナンスと市民社会ネットワーク

3-1 東北アジアにおける政府間環境協力の進捗状況

前章で見たように、日本、韓国、中国において

環境NGOは広汎な活動に携わり、とりわけ日本と韓国では政策過程での影響力を高め、国内のガバナンスに変化をもたらすまでに成長していたと言える。こうした国内の活動を基盤として近年では、環境NGOがトランスナショナルなネットワークを形成し、東北アジアの環境協力を下方から推し進める動きを見せ始めている。本章ではその代表的なネットワーク組織を取り上げて検討するが、その前に政府を中心として取り組まれている東北アジアの環境協力の枠組みを簡単に整理しておくことにしたい。

東北アジアでは、1980年代後半まで政治的・経済的・社会的求心力が希薄であったため、わずかな2国間援助を除いて環境協力はほとんど行われていなかった。だが、急速な経済発展による越境的な大気汚染や二酸化炭素の排出量増加が危惧されるにつれ、環境協力に向けた本格的な取り組みが開始された。

東北アジアにおける多国間環境協力の萌芽は、1988年に開催された「日韓環境シンポジウム」であろう。当初このシンポジウムは日韓の環境省庁によって主催されていたが、後に「国連環境計画」(United Nations Environment Programme=UNEP)の協力の下で中国、ロシア、モンゴルがオブザーバーとして参加するようになり、92年に「北東アジア環境協力会議」(Northeast Asian Conference on Environmental Cooperation=NEAC)へと結実した。以来、同会議は年1回のペースで開催され、5カ国の環境関係省庁及び地方自治体の政策担当者、環境専門家、UNEPなどが参加し、環境政策や環境協力に関する意見・情報交換を行っている⁷⁴⁾。

NEACが対話フォーラムであるのに対して、東北アジア地域における外交ルートを通じた初の公式の環境協力プログラムが「北東アジア準地域環境協力プログラム」(Northeast Asian Subregional Programme of Environmental Cooperation=NEASPEC)である。NEASPECは、国連の「ア

「アジア太平洋経済社会委員会」(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific=ESCAP)の呼びかけを受け、1993年に域内6カ国の外務省高級事務官が参加する「高級事務レベル会議」(Senior Officials Meeting=SOM)の場で策定されたプログラムであり、ESCAPが事務局を務めSOMが管理機関となっている。現在までに10回のSOMが行われ、地域協力が不可欠な地球規模の環境問題(エネルギー及び大気汚染、生態系管理、キャパシティ・ビルディングが3つの重点分野)について地域の協力枠組みを検討するとともに、環境問題に対する意見交換を通じて国際的理解の増進を図っている⁷⁵⁾。

「日中韓三カ国環境大臣会合」(Tripartite Environmental Ministers Meeting=TEMM)も政府レベルでの多国間協力の試みである。韓国政府主導で1999年に開催された日中韓首脳会合を契機として開始したTEMMでは、東北アジア地域を中心とする環境保全上の諸問題について日中韓3カ国の環境大臣が意見交換を行い共通認識を深め、具体的なプロジェクトを推進することを目指してきた。現在までに6回の会合が行われ、環境共同体意識の向上(TEMMウェブサイトの開設、合同環境研修プロジェクト、日中韓環境教育ネットワーク)、淡水(湖水)汚染防止、環境産業分野における協力、中国北西部の生態系の修復に関する4つのプロジェクトが進行中である⁷⁶⁾。

個別分野での枠組み作りも行われている。「北大西洋地域海行動計画」(North-West Pacific Action Plan=NOWPAP)や「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」(The Acid Deposition Monitoring Network in East Asia=EANET)、北東アジア長距離越境大気汚染共同研究」(Joint Research on Long-Range Transboundary Air Pollutants in Northeast Asia=LTP)などがそれぞれである。NOWPAPは、日本海及び黄海を対象とした地域海行動計画である。1974年にUNEPが閉鎖性水域の海洋汚染の管理と海洋及び沿岸域の資

源管理を目的として地域海行動計画の策定を各国に提唱したことを受け、ようやく94年にソウルで行われた第1回政府間会合で日本、韓国、中国、ロシアの4カ国によって承認された。現在までに9回の政府間会合が行われ、7つの具体的な行動計画を踏まえた個別プロジェクトが進められている。2005年には、国連機関として富山と釜山に本部事務局が設置されている⁷⁷⁾。

EANETは、東アジアにおける酸性雨の現状と影響力を調査・把握するためのモニタリングシステムである。1998年に第1回政府間会合が開催され、10カ国(中国、インドネシア、日本、マレーシア、モンゴル、フィリピン、韓国、ロシア、タイ、ベトナム)によって試行稼働が開始された。2001年にはUNEPアジア太平洋地域資源センターがEANETの事務局となり、ラオスとカンボジアを加えた12カ国によって本格始動している⁷⁸⁾。LTPは、韓国の環境部と国立環境研究院が中心となって95年に組織された日中韓の共同プロジェクトである。国立環境研究院がLTPの暫定事務局を務め、酸性雨など国境を越えて長距離移動する大気汚染物質の現状調査、モニタリング等が行われている⁷⁹⁾。

このように東北アジアでは重層的に環境協力の枠組みが形成されてはいるが、東南アジアや南アジアと比べてみても実際の協力は立ち遅れていると言わざるを得ない⁸⁰⁾。NEACとTEMMは正式な政府間の協力枠組みではなく、前者に至っては対話フォーラムにすぎない。包括的な協力枠組みとして期待されているNEASPECにしても、財政的基盤が脆弱で実際のプログラムも包括的なものではなく、未だに自前の事務局を有していない。NOWPAPは、ようやく2005年に事務局機能を担う地域調整部が正式に稼働し始めたばかりで、各地域活動センターの統括と調整が進められている段階にある。EANETは本格始動したものの、共通のモニタリングによる正確なデータの共有が第1の目的であって各国政府を拘束するようなもの

ではない。この点は単なる共同プロジェクトにすぎないLTPも同様である。東北アジアにおける実際の地域協力は発展途上にあり、欧州や欧米に存在するような越境型大気汚染に関する国際機構や国際レジームが構築されていないのが現状である。最後にこれらの枠組みでは、2000年以降のNEACの会合とTEMMEの環境共同体意識の向上プロジェクトの1つとして取り組まれている日中韓環境教育ネットワークを除き、市民社会の積極的な参画が見られない。

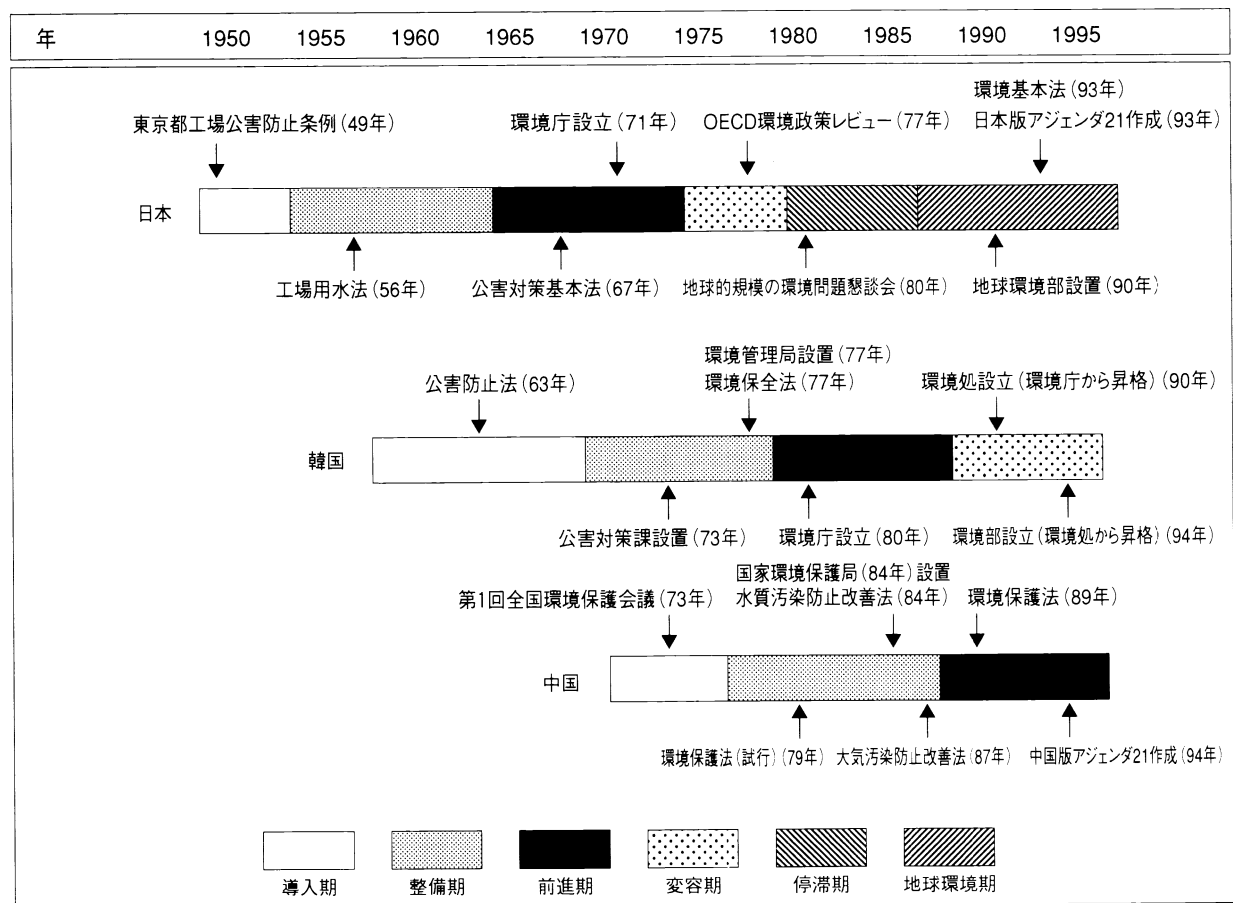
東北アジアにおいて実効的な環境協力が進まない主たる要因としては、まず日中韓3カ国の環境政策における時差を挙げることができる⁸¹⁾。図1にあるように、日本、韓国、中国の順に環境政策は10年から20年の差が見られる。この時差は経済成長レベルの変化と概ね一致している。第2に、

政府の環境問題に対する後追いの対応である。3カ国とも全国的な環境問題に直面してから、本格的な法整備に取り組んできた⁸²⁾。こうした政策の時差と対応の遅さを補完しながら環境問題に対する共通認識を醸成し、実効的な環境協力を推し進めようとする動きが市民社会の中から生まれ始めている⁸³⁾。

3-2 東北アジアの市民社会ネットワーク

その1つは「東アジア大気行動ネットワーク」(Atmosphere Action Network for East Asia=AANEA)である。AANEAは、東アジアの7つ国と地域(日本・韓国・中国・台湾・香港・モンゴル・極東ロシア)の環境NGOによって組織されたNGOネットワークである。AANEAは、東アジアにおける越境型の大気汚染や地球温暖化

図1 日中韓3カ国の環境政策の発展過程



(出所) 原嶋洋平、森田常幸「東アジア諸国の環境政策の発展過程の比較分析」『計画行政』第18巻第3号、1995年、80ページの図3を一部修正して筆者作成。

などの環境問題に関する情報の交換や経験の交流、必要な共同行動の促進を目指す緩やかなネットワーク組織として、1995年に韓国のソウルで設立された⁸⁴⁾。AANEには、先述した日本のCASAや韓国のKFEM、中国のFONなど各国を代表する環境NGOが参加している⁸⁵⁾。

AANEは、情報・経験を共有してクロスナショナルな協力関係を推進し、東アジアの視点と経験からグローバルな政策過程へ介入してゆくことを目指しており⁸⁶⁾、市民社会の立場から政府や国際機関に東北アジアの環境協力に関する積極的な政策提言を行っている。例えば、酸性雨の分野においては、前述したEANETとLTPが存在するが、それらは研究目的と内容面で重複している部分が多いため、AANEはその再検討を迫りつつ早期の国際協力を求めている⁸⁷⁾。これまでの会合の結果、アジアの環境問題の鍵を握っている中国のNGOの力量形成と様々なNGOのAANEへの加入が課題の1つとして認識されている⁸⁸⁾。AANEは、気候変動枠組条約締結国会議にもオブザーバーとして参加し、各国政府に大気汚染問題への積極的な取り組みを促している⁸⁹⁾。

情報の共有という点で画期的な試みを行っているのは、2000年12月に設立された「東アジア環境情報発信所」(East Asia Environmental Information Express Messenger=EAEIEM)である。EAEIEMは、環境問題に取り組む日本、中国、韓国の市民がインターネットによって情報・経験を共有することを可能にするプロジェクトを推進してきた。2002年11月には、中国の「中日韓環境保護情報共有中国ボランティアチーム」と韓国のKFEMと「市民環境情報センター」(Citizens' Information Center for Environment=CICE)の協力を得ながら、EAEIEMは「第1回東アジア環境市民会議」を東京で開催した。先述した中国の3つの「草根組織」の代表も参加した同会議では、日中韓3カ国語共同による環境情報発信サイトENVIROASIAが正式に公開された⁹⁰⁾。ENVIROASIAは、各国

固有の問題や越境的な大気汚染・海洋汚染問題の解決に有効な情報を集めた情報共有インフラの構築を目指すウェブサイトである。ENVIROASIAでは、ローカルな問題を含めた3カ国の環境関連のニュース、環境分野で活動する3カ国の市民団体の活動が掲載されている⁹¹⁾。2003年には「東アジア環境協力ワークショップ」を北京で、2004年11月には「第2回東アジア環境市民会議」をソウルで日中韓のNGOと協力して共催している。後者には、NGO関係者だけでなく自治体の代表者も参加し、持続可能な東アジアを実現する上で不可欠な生態共同体の創成における市民の役割について議論がなされた。

また、同会議に先立ちEAEIEMとCICEなどの協力を得て「第5回20%クラブ・ワークショップ」が「持続可能な都市のための20%クラブ」(20% Club for Sustainable Cities)によって同じソウルで開催されている。「20%クラブ」とは、数値目標(20%とは環境に良いものを20%増加し、環境に悪いものを20%削減するという意味)を掲げて環境保全に取り組む地方自治体の国際的ネットワークであり、1997年1月に正式発足してから現在までに国内外の67の自治体が参加している⁹²⁾。同クラブは、自治体の環境保全に関する様々な情報・技術・経験の交流を通じて、地球的規模の持続可能性を視野に入れた地域環境の改善を目指している⁹³⁾。第2回ワークショップから日中韓の自治体協力に主な焦点が当てられており、KFEMやGVBなどのNGOも参加している。第5回ワークショップでは日中韓を環境共同体と捉え、地方自治体とNGO・NPOが協力して地域レベルから温暖化対策を進める必要性が認識された。このワークショップの成果は「第2回東アジア環境市民会議」へもインプットされている⁹⁴⁾。

「環日本海政策提言フォーラム」(Northeast Asia Policy Proposal Forum)も、東北アジアにおける市民社会ネットワークの先駆的な試みである。公共の担い手となるNGOやNPOを支援する

ことを主たる目的として1997年に設立された日本の「NPO研修・情報センター」(NPO Training and Resource Center=TRC)は、2001年度に日韓相互のフェロー派遣を進める「日韓NPOフェローシップ・プロジェクト」を実験的にを行い、実施後には「アジアのNPO/NGOの対等なパートナーシップを形成するための課題解決のワークショップ」と題する公開報告会を開催した。これが日中韓のNGOと自治体が共同で環日本海圏の環境問題に取り組むネットワークへと拡大し、2002年5月に環境NGOと「北東アジア地域自治体連合」(The Association of North East Asia Regional Governments=NEAR)⁹⁵⁾が参加して「環日本海政策提言フォーラム」が誕生した。富山で開催された同フォーラムの中で採択された行動計画は、同年8月にヨハネスブルグで開かれた「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(World Summit on Sustainable Development=WSSD)で発表され、国連の「約束文書」に盛り込まれることとなった。

WSSDでは3つの成果物が出された。1つ目は「WSSD実施計画」であり、1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施を促進するための行動計画を示す文書である。2つ目は「政治宣言」であり、持続可能な開発の実施へ向けた各国首脳の政治的意志を示す文書である。各国政府による交渉や合意の結果をまとめたこれら2つの文書は「タイプⅠ文書」と呼ばれる。3つ目が「約束文書」であり、国家だけでなく国際機関、地方自治体、NGO、企業など各主体による自主的かつ具体的なイニシアティブの提案・表明を記載した文書である。合意を必要とせず各主体が表明したプロジェクトが掲載され、合意文書とはタイプが異なるという意味で「タイプⅡ文書」と呼ばれる。「環日本海政策提言フォーラム」は、この「約束文書」の発表機会を与えられた日本初の市民団体となった。同フォーラムは、WSSDに関連して日本政府が取り組む「タイプⅡ」(各国

政府、国際機関、NGO等とのパートナーシップに基づくプロジェクト)にも参加し、環境ガバナンスの強化に向けて、東北アジア地域のNPO・NGO、自治体に協働して問題解決のためのラウンドテーブルを構築してゆくことを促している(表8)⁹⁶⁾。

おわりに

本稿では、東北アジアの環境ガバナンスの実態とそこでの市民社会の役割を具体的に検証してきた。本稿で見たように、日本と韓国では早くから環境NGOの活動が活発化し、国内のガバナンスに大きな変化をもたらすまでに成長していた。中国でも、未だ自律的な市民社会の活動が制限されてはいるものの「草根組織」と呼ばれるNGOが結成され、市民による自発的な運動が形成され始めていた。これら3カ国の環境NGOは、国内での経験と基盤を生かしながらネットワークを構築することで、東北アジアの既存の環境ガバナンスでは不足していた市民社会による下から秩序形成を促していたと言える(表9)。

だが、表9から明らかなように、政府のイニシアティブによる環境協力と市民社会を中心とする非国家アクターによる環境協力は、NEACを例外として別個に取り組まれている状況にある。今後、協定たるガバナンスの空間を築き多様なアクター間の合意に基づく環境協力を進めてゆくには、既存の組織をうまく利用するか新たに組織を設立するかして両者を連結させる努力が求められる。そうして構築されるガバナンスの中で市民社会は、政府と市場の持つ限界を乗り越え、地域が抱える環境問題の速やかな解決を政府に対し求めてゆくことになる。

本稿で見たように、今後市民社会のイニシアティブをさらに拡大してゆくには、第1に、各国内でNGOに対する支援制度の整備を進めることはもちろん、地域内でのNGO同士のネットワーク

表8 東北アジアにおける主な環境協力の変遷

	政府間協力	市民社会・自治体協力
1988年	日韓環境シンポジウム	韓国公害反対運動連合（KAPMA）設立
1990年		地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）設立
1991年		
1992年	第1回 環日本海環境協力会議（NEAC）〔新潟〕（注1）	
1993年	第1回 北東アジア環境協力高級事務レベル会議（SOM）〔ソウル〕 北東アジア準地域環境協力プログラム（NEASPEC）開始 第2回 NEAC会議〔ソウル〕	韓国環境運動連合（KFEM）設立
1994年	第1回 北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）政府間会合〔ソウル〕 第3回 NEAC会議〔兵庫県城崎町〕 第2回 SOM〔北京〕	自然の友（FON）設立
1995年	北東アジア長距離越境大気汚染共同研究（LTP）開始 第4回 NEAC会議〔プサン〕	第1回 東アジア大気行動ネットワーク（AANE）会合〔ソウル〕
1996年	第5回 NEAC会議〔北京〕 第3回 SOM〔ウランバートル〕 第2回 NOWPAP政府間会合〔東京〕	第2回 AANE年次会合〔大阪〕 気候フォーラム設立 北京地球村（GVB）設立
1997年	第6回 NEAC会議〔新潟〕	第3回 AANE年次会合〔香港〕 持続可能な都市のための20%クラブ設立 NPO研修・情報センター（TRC）設立
1998年	第1回 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）政府間会合〔横浜〕 EANET試行稼働 第7回 NEAC会議〔済州島〕 第4回 SOM〔モスクワ〕 第2回 NOWPAP政府間会合〔ウラジオストク〕	第4回 AANE年次会合〔台北〕 気候ネットワーク設立 緑色北京（GBI）設立
1999年	第1回 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）〔ソウル〕 第8回 NEAC会議〔舞鶴〕 第5回 SOM〔神戸〕 第4回 NOWPAP政府間会合〔北京〕	
2000年	第9回 NEAC会議〔ウランバートル〕 第6回 SOM〔ソウル〕 第5回 NOWPAP政府間会合〔仁川〕 第6回 NOWPAP政府間会合〔東京〕 第2回 EANET政府間会合〔新潟〕 第2回 TEMM〔北京〕	第5回 AANE年次会合〔ソウル〕 東アジア環境情報発信所（EAEIEM）設立 第1回 20%クラブ・ワークショップ〔横浜〕
2001年	第10回 NEAC会議〔仁川〕 第7回 SOM〔北京〕 第3回 EANET政府間会合〔チェンマイ〕 EANET本格始動 第3回 TEMM〔東京〕	第6回 AANE年次会合〔名古屋〕 第2回 20%クラブ・ワークショップ〔横浜〕
2002年	第11回 NEAC会議〔海南省〕 第8回 SOM〔ウランバートル〕 第7回 NOWPAP政府間会合〔ウラジオストク〕 第4回 EANET政府間会合〔バンコク〕 第4回 TEMM〔ソウル〕	第1回 東アジア環境市民会議〔東京〕 環日本海政策提言フォーラム開催〔富山〕
2003年	第12回 NEAC会議〔富山〕 第8回 NOWPAP政府間会合〔海南島〕 第5回 EANET政府間会合〔パタヤ〕 第5回 TEMM〔北京〕	第3回 20%クラブ・ワークショップ〔京畿道楊平郡〕 東アジア環境協力ワークショップ〔北京〕
2004年	第13回 NEAC会議〔ソウル〕 第9回 SOM〔モスクワ〕 第10回 SOM〔那覇〕 第9回 NOWPAP政府間会合〔釜山〕 第6回 EANET政府間会合〔シュムリアップ〕 第6回 TEMM〔東京〕	第4回 20%クラブ・ワークショップ〔岩手県葛巻町〕 第5回 20%クラブ・ワークショップ〔ソウル〕 第2回 東アジア環境市民会議〔ソウル〕

（出所）筆者作成。

（注1）NEACは、両者にまたがる環境協力であり2000年からNGOも参加しているが、政府間協力に分類した。

表9 東北アジアの環境ガバナンスと主要アクターの参加状況

	国際機関	国家政府	自治体	NGO
NEAC (1992年～)	○	○	○	○(第9回～)
NEASPEC (1993年～)	○	○		
NOWPAP (1994年～)		○		
LTP (1995年～)		○		
EANET (1998年～)		○		
TEMM (1999年～)		○		(注1)
AANE (1995年～)				○
20%クラブ・ワークショップ(2000年～)			○(第2回)	○(第2回～)
東アジア環境市民会議 (2002年～)			○	○
環日本海政策提言フォーラム(2002年～)		○	○	

(出所) 筆者作成。

(注1) TEMMのプロジェクトの1つである日中韓環境教育ネットワークにNGOが参加している。

をより活性化させてゆく必要がある。ネットワークの拡大と活性化は、ガバナンスにおける主要なアクターとしてのNGOの力量と影響力を高めることに結びつく。

第2に、NGOと地方自治体という非国家アクター同士の結束である。本稿で考察したように、NGOと自治体の連携は既に「東アジア環境市民会議」や「環日本海政策提言フォーラム」などで試みられていた。日中韓のNGO指導者たちも、ローカルな交流が東北アジアの市民社会ネットワークの基盤となり、そこから国家利益を越えた地球レベルの利益が生まれるという認識を共有している⁹⁷⁾。NGOと自治体の連携は、下からのガバナンス形成をより促進するだけでなく、市民のニーズを地域ガバナンスの中に効果的にフィードバックすることを可能にしよう。

地方自治を早くから実践してきた日本では、ローカルな草の根レベルのNGOの活動が根づいていることもあって、既に様々な方法で自治体とNGOの協働が実現しており⁹⁸⁾、NGOに対する各種支援策も講じられている⁹⁹⁾。1995年から地方自治制度が本格的に導入された韓国でも、自治体とNGOの協働が徐々に進みつつある¹⁰⁰⁾。対照的に、非民主主義体制下にある中国では市民社会の

自律性はもちろん地方自治も極めて制限されている。それゆえ今後の下からのネットワークの拡大にとって、中国のNGOの力量形成と地方自治の確立が1つの鍵になると思われる。

第3に、インターネットの利用者が急増する東北アジアでは、ENVIROASIAで見られるようにインターネットを用いた市民間の情報共有と情報伝達が大きな意味を持ってくる。世界各国のNGOを対象としたアンケート調査によれば、ホームページを立ち上げたことでの大きな変化は「同テーマを掲げる別の団体との連携が図れるようになった」という回答が約6割で、「活動に参加する人の数が増えた」という回答が半数弱であった¹⁰¹⁾。特に日本の市民団体に関しては、情報発信手段としてインターネットなどのホームページを利用する団体の割合はそれほど多くない¹⁰²⁾。多くの市民の支援を得ながら国境を越えた連帯を強めるには、インターネットの積極的な活用が有効な手段の1つとなろう。

日中韓国民交流年となった2002年は、3カ国の間で様々な交流事業が行われた。2004年12月には、小泉首相と盧武鉉大統領が、2005年中に日韓両国の相互訪問者を年間500万人まで引き上げ、「日韓500万人交流時代」の実現を目指すことに合意し

た。人的交流がさらに拡大へと向かう一方、近年の世論調査では日本に対する韓国人と中国人の好感度、中国に対する日本人の好感度が低下傾向にある¹⁰³⁾。しかし、日中韓の市民が密接な関係を望んでいないというわけではない。例えば、『朝日新聞』の共同世論調査によれば、日本では90%、韓国では91%、中国では86%の人が今後3カ国の結びつきを強めることが重要だと考えている¹⁰⁴⁾。

市民の結びつきを強め相互理解の基盤を築いてゆくには、市民社会間の交流と連帯をさらに進めてゆく必要があり、その中でNGOは市民同士の意識をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことになる。そうして生まれた市民社会ネットワークは、硬直化しやすい縦割りの国家間関係を水平的な繋がりによって包み込むことで緩和し、東北アジアという地域の一員としての意識を市民の間に浸透させてゆく。それは、域内市民の幅広い支持と関心に基づく地域協力を促し、ひいては地域統合や共同体への道を切り開く端緒となる。

-
- 1) 「東北アジア」は、機能的な概念であることは論を俟たない。一般的には、日本、韓国、北朝鮮、中国東北3省（遼寧省、吉林省、黒龍江省）、モンゴル、ロシア極東地域を含むものと定義されるが、ここでは日本、韓国、中国を中心に東北アジアの市民社会協力の可能性を論じることにした。なお、日本においては「北東アジア」という概念が用いられることが多いが、韓国と中国では「東北アジア」しか用いられていないことを踏まえ、本稿では既に刊行された著書・論文のタイトル、機関・組織・団体が名乗る正式名称を除き Northeast Asia を全て「東北アジア」という用語で統一した。
 - 2) 代表的な研究として以下のものがある。嶋倉民生編『東北アジア経済圏の胎動 — 東西接近の新フロンティア —』アジア経済出版会、1992年、小川和男、蛭名保彦『日中韓「自由貿易協定」構想 — 北東アジア共生経済圏をめざして —』明石書店、2004年、鄭仁教『日中韓FTAの可能性と三カ国の対外通商政策 — 21世紀の北東アジア経済統合と共存的發展 —』ビスタピー・エス、2004年、鄭仁教『日中韓FTAの経済効果と三カ国の産業

構造 — 21世紀の北東アジア経済統合と共存的發展 —』ビスタピー・エス、2004年。

- 3) 姜尚中『東北アジア共同の家をめざして』平凡社、2001年、和田春樹『東北アジア共同の家 — 新地域主義宣言 —』平凡社、2003年。
- 4) 事実、「東北アジア」「北東アジア」という概念が本格的に使用されるようになるのは1990年代以降である。
- 5) 日本では、国際協力に従事する市民団体をNGO、国内で活動する市民団体をNPOと呼ぶことが多い。本稿では両者を特に区別せずに市民社会アクターとして扱っているが、以下本文では冗長さを避けるため必要がない限りNGOという言葉を用いている。
- 6) 東北アジアの市民社会協力についての先行研究は極めて少ない。貴重な研究として以下のものを挙げておく。Scott Snyder, "NGO Roles in Regional Integration in Northeast Asia," *Asia Perspectives*, Vol. 5, Issue. 1, Fall 2002, Seiichi Igarashi, "The Possibilities and Limits of Civil Society in Northeast Asia: A View from Japan," paper-presented to the 3rd International Conference on 'Northeast Asian Community: Issues and Suggestions,' October 24-25, 2003, Seoul and Incheon, Korea. 初岡昌一郎「北東アジア市民社会への展望」、宇野重昭、増田祐司編『21世紀北東アジアの地域発展』日本評論社、2002年、初岡昌一郎「北東アジア地域統合の社会的側面と市民社会 — 『ソーシャル・アジア・フォーラム』10年間の経験を通じて —」、生活経済政策研究所、増田祐司編『21世紀北東アジア世界の展望 — グローバル時代の社会経済システムの構築 —』日本経済評論社、2004年。
- 7) Elke Krahmann, "National, Regional, and Global Governance: One Phenomenon or Many?," *Global Governance*, Vol. 9, No. 3, July 2003.
- 8) 「21世紀日本の構想」懇談会『日本のフロンティアは日本の中にある — 自立と協治で築く新世紀 —』講談社、2000年。
- 9) 納家政嗣、デヴィッド・ウェッセルズ編『ガバナンスと日本 — 共治の模索 —』勁草書房、1997年、吉田民雄『都市政府のガバナンス』2003年、61ページ。
- 10) 五百旗頭真、入江昭、太田弘子、山本正、吉田慎一、和田純『「官」から「民」へのパワーシフト — 誰のための「公益」か —』TBSブリタニカ、1998年。
- 11) 渡辺昭夫、土山實男「グローバル・ガヴァナンスの射程」、渡辺昭夫、土山實男編『グローバル・ガヴァナンス — 政府なき秩序の模索 —』東京大学出版会、2001年、7ページ。
- 12) Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1983, p. 2.
- 13) James N. Rosenau, "Governance, Order, and

- Changing in World Politics,” in James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel, eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992, p. 4.
- Lawrence Finkelstein, “What is Global Governance?,” *Global Governance*, Vol. 1, No. 3, September-December, 1995, p. 368, Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford: Oxford University Press, 1995, p. 2 (グローバガバナンス委員会著／京都フォーラム監訳『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして—』日本放送出版協会、1995年)。
- 14) Thomas G. Weiss and Leon Gordenker, ed., *NGOs, the UN, and Global Governance*, Boulder: Lynne Rienner, 1996.
- 15) Andrew Hurrell, “Regionalism in Theoretical Perspective,” in Louise Fawcett and Andrew Hurrell, eds., *Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order*, Oxford: Oxford University Press, 1995, pp. 38-39 (アンドリュ・ハレル「地域主義の理論」、ルイス・フォーセット、アンドリュ・ハレル著／菅英輝、栗栖薫子監訳『地域主義と国際秩序』九州大学出版会、1999年)。
- 16) 「公的領域モデル」に関する簡単な整理は、以下の論文を参照されたい。千葉眞「市民社会・市民・公共性」、佐々木毅、金泰昌編『国家と人間と公共性』東京大学出版会、2002年。
- 17) Jean Cohen, “Interpreting the Notion of Civil Society,” in Michael Walzer, ed., *Toward a Global Civil Society*, Providence: Berghahn Books, 1995, pp.36-37 石田淳、越智敏夫、向山恭一、佐々木寛、高橋康浩訳『グローバルな市民社会に向かって』日本経済評論社、2001年。
- 18) ユルゲン・ハーバーマス著／細谷貞雄、山田正行訳『公共性の構造転換—市民社会のカテゴリーについての探究—』未来社、1994年、xxxviiiページ。
- 19) Paul Hirst, *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance*, Cambridge: Polity Press, 1994, p. 12.
- 20) 地域主義と市民社会との関係については、既にドイチェを中心とする「交流主義学派」が先鞭づける理論を提示していたと言える。異なる国民国家同士の社会的結びつきを分析の対象とした同学派の理論的骨子は、国家社会間のコミュニケーションやトランザクションが増大することで人々の情緒的態度が互いに好意的になり、安全保障共同体が達成されるというものであった (Karl W. Deutsch, Sidney A. Bunrell, Robert A. Kann, and Maurice Lee, Jr., *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience*, Princeton: Princeton University Press, 1957)。
- 市民意識の変容と国境を超えたトランザクションの増大に地域主義の可能性を見出した点で、本稿の理論的スタンスと軌を一にする。
- 21) 毛利聡子『NGOと地球環境ガバナンス』築地書簡、1999年、17～18ページ。
- 22) Peter M. Haas, “Prospects for Effective Marine Governance in the Northwest Pacific Region,” paper-presented at the ESENA Workshop: Energy-Related Marine Issues in the Sea of Japan, 11-12 July 1998, Tokyo, Japan, p. 3 (<http://www.nautilus.org/archives/papers/energy/HaasESENAY2.PDF>).
- 23) 吉田貴文「全国世論調査詳報 (「日米アジア」ハカ国調査・日韓共同調査)」『朝日総研リポート』第141号、1999年12月、132ページ、160ページ、川本俊三「全国世論調査詳報 (日中国際調査)—経済・歴史認識で日中に大きな格差—」『朝日総研リポート』第159号、2002年12月、145ページ、171ページ。
- 24) 長谷川公一『環境運動と新しい公共圏—環境社会学のパースペクティブ—』有斐閣、2003年、39～46ページ。
- 25) 白川真澄「地域住民運動—提示した問題と可能性—」、フォーラム90s研究委員会編『20世紀の政治思想と社会運動』社会評論社、1998年、117～120ページ。
- 26) 野村康、阿部治「NGOを通じた市民の環境保全活動の傾向についての考察—環境NGOの発展過程に関する欧米との比較を通じて—」『ボランティア研究』第2号、2002年、51ページ。
- 27) 白川真澄、前掲論文 (注25)、118ページ。
- 28) 梶田孝道「戦後日本の社会運動—『開発国家』と『日本の特質』に着目して—」、社会運動論研究会編『社会運動論の統合をめざして—理論と分析—』成文堂、1990年、191～192ページ。
- 29) 1970年代から地域の公害被害者救済運動に携わってきた「公害被害者運動」と、81年頃から全国に先駆けて地球温暖化問題を取り上げてきた「全大阪消費者団体連絡会」を始めとする消費者運動が合流して「大気問題を考える市民会議」が設立され、この会議が90年に改称してCASAとなった。CASAの設立の経緯と活動内容については、CASAのホームページを参照されたい (<http://www.bnet.ne.jp/casa/aboutus/aboutus.htm>)。
- 30) 詳しくは「市民フォーラム2001」のホームページを参照されたい (<http://www.jca.apc.org/pf2001jp/>)。なお、同フォーラムは2001年3月31日に解散しているが、地球温暖化研究会はフォーラム解散後も研究会と

- して引き続き活動を行っている。
- 31) 詳しくはWWFJのホームページを参照されたい (<http://www.wwf.or.jp/>)。
 - 32) 早川光俊「環境NGOの現状と課題」『経済』第69号、2001年6月、89ページ。
 - 33) これらの活動に関しては以下の論文が詳しい。浅岡美恵「京都会議と日本の環境NGO — その役割と活動 —」『環境法研究』第25号、1999年7月。
 - 34) 気候ネットワーク『6%削減を実現する政策・措置 — 環境NGOの視点から —』気候ネットワーク、2000年。
 - 35) 『気候ネットワーク通信』第19号、2001年7月、7ページ。
 - 36) 平田仁子「地球温暖化対策を巡る国内外の状況と気候ネットワークの活動」『生活と環境』第49巻第4号、2004年4月。
 - 37) 環境事業団編『環境NGO総覧 — 全国民間環境保全活動団体の概要 —』環境事業団、2001年のオンライン版のデータより (<http://www.eic.or.jp/jfge/NGO/shosai.html>)。
 - 38) 吉田慎一、前掲論文(注10)、17~35ページ。
 - 39) 熊代昭彦編『新日本のNPO法 — 特定非営利活動促進法の意義と解説 —』ぎょうせい、2003年、138~143ページ、204ページ。なお、2002年12月にNPO法が改正され、活動分野の拡大、予算準拠の規定の削除、役員の任期の伸張、設立申請書類の簡素化などが新たに規定されている(2003年5月より施行)。
 - 40) 内閣府国民生活局のNPOホームページより (<http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>)。
 - 41) 環境事業団編、前掲書(注37)、環境再生保全機構『環境NGO総覧 — 国民間環境保全活動団体の概要 —』日本環境協会、2004年のオンライン版のデータより (<http://www.erca.go.jp/jfge/index.html?main=NGO/html/main.php>)。なお、内閣府国民生活局のNPOホームページによれば、2005年6月30日現在、「環境の保全に関わる活動」を行うNPO法人の数は複数回答とはいえ5,789になっており、17の活動中7番目となる28.9%を占めている (<http://www.npo-homepage.go.jp/data/bunnya.html>)。
 - 42) 長谷川公一、前掲書(注24)、250ページ。
 - 43) 2001年10月には認定NPO法人制度/NPO支援税制が創設され、一定の要件を満たして国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対して寄付をした個人や企業の税金が軽減されるようになった。ただし、この制度は、認定要件が厳しすぎるという批判から、2002年12月に改正され認定要件が緩和されている(2003年4月から施行)。それでも2005年7月27日現在、わずか34の団体しか認定されていない(国税庁のホームページにある認定特定非営利活動法人名簿より [<http://www.nta.go.jp/category/npo/04/01.htm>])。
 - 44) 韓国の体制変動過程における市民社会の役割に関しては以下を研究が詳しい。Sunhyuk Kim, *The Politics of Democratization in Korea: The Role of Civil Society*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 2000.
 - 45) 別のデータによれば、1992年から99年の間に環境部で正式に承認されたNGOの数は63から119、非公認のNGOの数は30から271に増えている(Moon Chung-in and Lim Sung-hack, "Weaving through Paradoxes: Democratization, Globalization, and Environment Politics in South Korea," *East Asian Review*, Vol. 15, No. 2, Summer 2003, p. 53)。
 - 46) 韓国の環境運動の変遷については、以下の論文が参考になる。Lee See-jae, "Environmental Movement in Korea and Its Political Empowerment," *Korea Journal*, Vol. 40, No. 3, Autumn 2000.
 - 47) KFEMのホームページより (<http://english.kfem.or.kr/aboutus/aboutus1.htm>)。
 - 48) KAPMAの詳しい活動については以下の論文を参照されたい。Su-Hoon Lee, "Transnational Politics in Korea, 1987-1992: Activation of Civil Society," *Pacific Affairs*, Vol. 66, No. 3, 1993.
 - 49) 廉載鎬「韓国の市民社会とニューガバナンス — 民主化以後の市民団体の政治化 —」『レヴァイアサン』第31号、2002年、103~104ページ。
 - 50) KFEMのホームページより (<http://english.kfem.or.kr/aboutus/aboutus1.htm>)。
 - 51) Lee Shin Bom, *South Korea Environmental Report: A Resource for Business*, Maryland: Government Institutes, 1996, p. 89.
 - 52) この点を、日韓両国の市民団体データの比較によって明らかにした研究として以下のものがある。李起豪「日本の市民参加 — 韓国市民活動の視角から —」『自治研』第44巻12月号、2001年。
 - 53) 廉載鎬、前掲論文(注49)、102~103ページ。
 - 54) 曹喜畝「韓国NGOはどこまできたのか — 民主主義への移行と市民社会運動の変化 —」、在日韓国民主人権協議会編『韓国NGOデータブック』みずのわ出版、2000年、207ページ。
 - 55) 内閣府国民生活課によれば、2005年6月30日現在、都道府県の認証NPO法人20,543のうち東京都の認証NPO法人は4,355となっている (<http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>)。
 - 56) 「非営利民間団体支援法」については、韓国WEB六法を参照した (<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1747/npo.html>)。
 - 57) 磯崎典世「韓国 — アドボカシー中心の民主化団体 —」、重富真一編『アジアの国家とNGO — 15カ国の比較研

- 究一』明石書店、2001年、357～358ページ、366～367ページ。
- 58) 行政自治部によれば、2001年3月31日までに3,236の市民団体が登録され、中央政府によって150億ウォンが市民社会活動の支援のために割り当てられている (Pan S. Kim and M. Jae Moon, “NGOs as Incubator of Participative Democracy in South Korea: Political, Voluntary, and Polity Participation,” *International Journal of Public Administration*, Vol. 26, No. 5, Spring 2003, pp. 561-562)。
- 59) 例えば、以下の研究では、韓国の市民団体に対して「民間団体支援体系は現在どおりの政府主導型でよいのか」という質問をしたところ、半数が否定的な回答をしていた。(林承彬「韓国の市民社会の成長と政府の市民団体支援事業に関する研究」『ノンプロフィット・レビュー』第2巻第2号、2002年12月、128ページ。
- 60) Pan S. Kim and M. Jae Moon, *op. cit.*, pp. 564-565.
- 61) 王名、李妍姝、岡室美恵子『中国のNPO—いま、社会改革の扉が開く—』第一書林、2002年、85～88ページ。
- 62) Shaoguang Wang and Jianyu He, “Associational Revolution in China: Mapping the Landscapes,” *Korean Observer*, Vol. 35, No. 3 Autumn 2004, p. 524.
- 63) Ming Wang, “The Development of NGOs in China,” *The Nonprofit Review*, Vol. 1, No. 1, June 2001, pp. 56-57.
- 64) 中国の環境NGOの全体像を分析した研究として以下のものがある。Elizabeth Knup, “Environmental NGOs in China: An Overview,” *China Environmental Series*, Issue 1, 1998.
- 65) 金丹実「期待を集める中国環境NGO」『自治体国際化フォーラム』第156号、2002年10月。
- 66) Jennifer L. Turner and Fengshi Wu, “Development of Environmental NGOs in Mainland China, Taiwan, and Hong Kong,” *Green NGO and Environmental Journalist Forum Report*, p. 1 (<http://www.wilsoncenter.org/topics/pubs/cgreen-en-4.pdf>).
- 67) 『中国環境ハンドブック』には環境分野で活動する20の「草根組織」の詳細が掲載されている (中国環境問題研究所編『中国環境ハンドブック 2005-2006年版』蒼蒼社、2001年、335～367ページ)。
- 68) これら3つのNGOの詳しい活動内容に関しては、それぞれのホームページを参照されたい。「自然之友」(<http://www.fon.org.cn>)、「北京地球村環境文化センター」(<http://www.gvbchina.org>)、「緑色北京」(<http://gbj.grchina.net>)。なお、「自然之友」は文化部管轄の社会团体「中国文化書院」の下部組織である「緑色文化分院」として、「北京地球村環境文化センター」は株式会社としてそれぞれ登録することで政府から合法性を得ている。
- 69) GVBのホームページより (<http://www.gvbchina.org/EnglishWeb/00000GVB%20Express/26-0626%20Degrees%20Air-Conditioner%20Energy%20Reduction%20Campaign%20is%20launched.htm>)。
- 70) 王名、李妍姝、岡室美恵子、前掲書 (注61)、90～92ページ。
- 71) 重富真一「NGOのスペースと現象形態—第3セクター分析におけるアジアからの視角—」『リヴァイアサン』第31号、2002年、46～47ページ。
- 72) Jonathan Schwartz, “Environmental NGOs in China: Roles and Limits,” *Pacific Affairs*, Vol. 77, No. 1, Spring 2001, pp. 38-39.
- 73) 日本国際交流基金のホームページで公開されている『中国における知的交流調査』の第4章「NGO/NPOの北東アジア研究と対外交流」(http://www.jpif.go.jp/j/region_j/asia_j/ne_asia/default.html)。
- 74) 詳しくはNEACのホームページを参照されたい (http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/neac_j.html)。
- 75) 詳しくはNEASPECのホームページを参照されたい (<http://www.neaspec.org/>)。
- 76) TEMMの公式ホームページを参照されたい (<http://www.temm.org/>)。
- 77) 7つの行動計画とは、データベース及び情報管理システムの設立 (NOWPAP1)、各国の環境法・目標・戦略・政策のレビュー (NOWPAP2)、地域のモニタリングプログラムの設立 (NOWPAP3)、海洋汚染に対する準備・対応 (NOWPAP4)、地域活動センターとそのネットワークの設立 (NOWPAP5)、海洋・沿岸環境に関する普及啓発 (NOWPAP6)、陸上起因の汚染に対する評価と管理 (NOWPAP7) である。NOWPAPについて詳しくは、石飛博之、宮崎正信、水野理「北西太平洋地域海行動計画に基づく活動と展望」『環境衛生工学研究』第18巻第3号、2004年7月、を参照されたい。
- 78) EANETのホームページより (<http://www.eanet.cc/jpn/>)。またEANETに関しては、以下の論文を参照されたい。戸塚績「酸性雨問題と東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) (1) — 酸性雨問題の現状と課題 —」『生活と環境』第49巻第10号、2004年10月、大泉毅「酸性雨問題と東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) (2) — 酸性物質の大気からの沈着 —」『生活と環境』第49巻第11号、2004年11月、佐瀬之「酸性雨問題と東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) (3) — 日本および東アジア地域における酸性沈着の生態系影響の現状評価と将来展望 —」『生活と環境』第49巻第12号、2004年12月、松田和秀「酸性雨問題と東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

- ク (EANET) (4) — 東アジアにおける越境大気汚染に係わる国際的モデリング活動 — 『生活と環境』第50巻第1号、2005年1月、佐藤二郎「酸性雨問題と東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) (5) — 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) について —」『生活と環境』第50巻第2号、2005年2月。
- 79) 国立環境研究院のホームページより (http://www.nier.go.kr/nierdepart/board/bbs/bview.php?sm=&p_headid=2&p_seq=4&p=1)。
- 80) 東北アジアの環境レジームを東南アジア、南アジア、南太平洋と比較した研究として、加藤久和「アジアにおける地域環境レジームの形成 — 評価と展望 (序説) —」『法政論集』第202号、2004年5月、がある。
- 81) Miranda A. Schreurs and Dennis Pirages, "Ecological Security and the Future of Inter-State Relations in Northeast Asia," in Miranda A. Schreurs and Dennis Pirages, eds., *Ecological Security in Northeast Asia*, Seoul: Yonsei University Press, 1998, pp. 78-79.
- 82) 千曝娥「酸性雨越境汚染防止策に関する国際比較」『政策科学』第12巻第1号、76ページ。
- 83) 数少ない先行研究として以下のものを挙げておく。Seejae Lee, *Northeast Asian Environmental Cooperation and NGO*, paper-presented at the 10th Northeast Asian Conference on Environmental Cooperation (NEAC), 16-19 October 2001, Incheon, Korea (<http://english.kfem.or.kr/international/east/0111/Leeseejae.doc>), Esook Yoon, "The Growth of Environmental Cooperation in Northeast Asia: The Potential Roles of Civil Society," *The Good Society*, Vol. 12, No. 1, 2003.
- 84) AANEの第1回ミーティング資料より。
- 85) AANEのメンバーは以下のとおりである。日本：「地球環境と大気汚染を考える全国市民会議」(CASA)、「全国公害患者の会連合会」、「市民による大気汚染測定ネットワーク」(Citizens' Air Pollution Survey=CAPS)、「酸性雨調査研究会」(Japan Acid Rain Monitoring Network=JARN)、「熱帯林行動ネットワーク」(Japan Tropical Forest Action Network=JATAN)。中国：「自然之友」(FON)。香港：「環境保全協会」(Conservancy Association=CA)。韓国：「韓国環境運動連合」(KFEM)、「経済正義実践市民連合」(Citizens Coalition for Economic Justice=CCEJ)。モンゴル：「モンゴル発展と環境を考える団体」(Development and Environment NGO)、「モンゴル自然環境保全協会」(Mongolian Association for Conservation of Nature and Environment=MACNE)。ロシア：「地質協会」(Geographical Society)。台湾：「台湾気候行動ネットワーク」(Climate Action Network Taiwan)。
- 86) 2001年3月に名古屋で行われた第6回AANE国際会議資料より (Hye-Sook Park, "A Success Story of the AANE: The Only One Environmental NGOs' Network for East Asian Cooperation," pp. 3-4)。
- 87) 同上資料より (Hye-Sook Park, "Transboundary Air Pollution and Acid Rain Problems and Strategy of Environmental International Cooperation in East Asia," pp. 72-73)。
- 88) 同上資料より (朴恵淑「東アジア唯一の環境NGOネットワーク・東アジア大気行動ネットワーク(AANE)の成果と課題」7ページ)。
- 89) AANE Statement, The Third Conference of the Parties U. N. Framework Convention on Climate Change, December 1-10, 1997, AANE Joint Statement for COP4, September 27, 1998.
- 90) 東アジア環境情報発信所『第1回東アジア環境市民会議記録集』東アジア環境情報発信所、2003年、82ページ。
- 91) 詳しくはENVIROASIAのホームページを参照されたい (<http://www.enviroasia.info/>)。
- 92) 韓国からは京畿道、楊平郡、光州広域市、中国からは瀋陽が参加している。詳しくは、「20%クラブ」のホームページを参照されたい (<http://www.shonan-inet.or.jp/~gef20/J/membertargetj.htm>)。
- 93) 『持続可能な都市のための20%クラブ・ニュースレター』第1号、1997年11月、1頁。
- 94) 持続可能な都市のための20%クラブ『持続可能な都市のための20%クラブ先進事例集 — 「都市の持続可能性を考える日中韓ワークショップ」より —』持続可能な都市のための20%クラブ事務局、2002年3月、持続可能な都市のための20%クラブ『持続可能な都市のための20%クラブ先進事例集 — 「20%クラブ日中韓ワークショップ〜ポスト・ヨハネスブルク 足元からの実践」より —』持続可能な都市のための20%クラブ事務局、2003年3月。第4回ワークショップと第5回ワークショップについては、20%クラブのホームページを参照されたい (<http://www.shonan-inet.or.jp/~gef20/J/workshoplistj.htm>)。
- 95) NEARは、東北アジア地域における多地域間の交流、協力を積極的、円滑に推進するために、環日本海地域の自治体を中心となって1996年に設立された。6カ国39自治体が参加している。日本：青森県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県。中国：遼寧省、黒龍江省、山東省、河南省、寧夏回族自治区。韓国：京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶

- 尚南道、済州道、釜山広域市。ロシア：ブリヤート共和国、サハ共和国、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、イルクーツク州、カムチャッカ州、サハリン州、チタ州、ウスダ・オルダ・ブリヤート自治管区。モンゴル：中央県、セレンゲ県。北朝鮮：咸鏡北道、羅先市。
- 96) 外務省ホームページにある概略図より (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/torikumi/pdfs/torikumi.pdf>)。
- 97) 「日中韓NPOを語る (2)」『北陸中日新聞』2003年1月3日付。
- 98) 国政情報センター出版局編『自治体とNPOによる協働実例集』国政情報センター出版局、2003年。
- 99) 経済企画庁編『国民生活白書 (平成12年版)』大蔵省院策局、2000年、161ページ。
- 100) 例えば、ソウル市では環境NGOと連携を取りながら「ローカル・アジェンダ21」の策定と実施に取り組んでいる。詳しくは、「20%クラブ」の先進事例集第7号「ソウル市 (韓国) —『ローカルアジェンダ21への取り組み』—」を参照されたい (http://www.shonan-net.or.jp/~gef20/J/seoul_j.PDF)。
- 101) 日本総合研究所プレスリリース『NGO活動におけるインターネット活用の動向』2001年、4ページ (<http://www.jri.co.jp/press/2001/0319.pdf>)。
- 102) 経済企画庁編、前掲書 (脚注99)、154ページ。
- 103) 『朝日新聞』2001年12月25日付、8ページ、『朝日新聞』2002年9月27日付、8～9ページ。
- 104) 平田美鶴「日韓中米4カ国世論調査 ― 対テロ色濃い米国、米への感情交錯する中国 ―」『朝日総研レポート』第155号、2002年4月、150ページ、169ページ。

(2005年4月28日 投稿受理)

Environmental Governance and Civil Society in Northeast Asia: Focusing upon the Development of NGOs/NPOs and Their Transnational Networkings

IGARASHI Seiichi (Japan Society for the Promotion of Science)

Northeast Asia is one of the most difficult regions to promote regional cooperation, largely because it is characterized with unstable relations among the nation-states. Under such a circumstance, how can regional cooperation be furthered and peaceful and prosperous community be created in the future? This paper considers the collaborative and transnational space being created by civil societies as a catalyst and the environmental cooperation as a breakthrough to ward that direction thus this paper will mainly raise the issue of environmental field, focusing upon the roles of environmental NGOs/NPOs in Japan, South Korea, and China which develop regional environmental governance toward effective and innovative cooperation.

In recent years Northeast Asia has

increasingly faced severe environmental problems that should be immediately solved, such as transboundary air pollution and acid rain. However, the environmental cooperation on the state level is still lagging behind other regions. As a result, environmental NGOs/NPOs are beginning to form transnational networkings in order to prompt environmental cooperation. This transnational move can be said to be the dynamic process of developing regional environmental governance from below.

This paper will analyze how NGOs/NPOs have grown in their own countries and formed transnational networks and what kind of roles they can play in promoting environmental cooperation through building regional environmental governance from below.